

令和8年度
吉野川浄園解体撤去工事に係る
調査及び設計委託業務

仕様書

令和8年5月

美馬市市民環境部環境課

第1章 総則

1. 目的

本業務は、吉野川環境整備組合（以下、「本組合」という。）の吉野川浄園（以下、「旧し尿処理場」という。）の解体撤去工事のためのダイオキシン類、アスベスト等の調査を含む発注資料の作成を行うことを目的とする。

2. 適用の範囲

本仕様書は、「吉野川浄園解体撤去工事に係る調査及び設計委託業務」に適用し、本仕様書に記載されていない事項等については本組合と協議の上、これを行うものとする。

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日までとする。

4. 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

4.1 委託業務名

令和8年度吉野川浄園解体撤去工事に係る調査及び設計委託業務

4.2 業務の対象施設

- (1) 施設名称：吉野川浄園
 - (2) 施設住所：徳島県美馬市穴吹町三島字小島 1301 番地
 - (3) 構造：鉄筋コンクリート造（地下1階、地上2階建）
 - (4) 延床面積：1,983 m²（地下154 m²、1階1,103 m²、2階726 m²）
 - (5) 水槽容量：3,007 m³
 - (6) 竣工：昭和62年2月 ※し渣焼却設備は平成15年度末で停止
 - (7) 処理方式：低希釈二段活性汚泥法処理+高度処理
 - (8) 処理能力：70kL/日（し尿50kL/日+浄化槽汚泥20kL/日）
- (8) 同敷地過去施設：昭和39年から昭和50年
処理方式：加温式し尿硝化槽方式
処理能力：30kL/日
- 昭和50年から昭和62年
処理方式：酸化処理二段曝気式活性汚泥法処理
処理能力：50kL/日

4.3 業務内容

- (1) 有害物質調査
- (2) 解体撤去工事発注資料作成
- (3) 地歴調査
- (4) 財産処分報告書の作成

5. 管理技術者

- (1) 受託者は、本業務における管理技術者を定め、本組合に届け出るものとする。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、これを行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 管理技術者は、技術士登録の衛生工学部門（廃棄物管理又は廃棄物処理又は廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有した技術者を配置するものとする。

6. 提出書類等

受託者は、次の関係資料を遅滞なく提出するものとする。

- (1) 着手前提出書類
 - 1) 業務着手届
 - 2) 工程表
 - 3) 管理技術者届（経歴書添付）

- (2) 業務完了時提出書類
 - 1) 業務完了届
 - 2) 成果品
 - 3) 業務に関わる資料、データ、図書等

7. 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて本組合が所有している既存資料及び文献等について貸与する。ただし、設計図等の電子データはない。

受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し本組合に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

8. 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務計画を作成し、本組合の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 協議、打合せ事項は、議事録を作成して本組合に提出しなければならない。

9. 再委託

受託者は、業務の一部を再委託する場合、事前に発注者の承諾を得なければならない。

10. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、関係する規格等を遵守しなければならない。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「ダイオキシン類対策特別措置法及び施行規則」

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」
「大気汚染防止法」
「水質汚濁防止法」
「土壌汚染対策法」
「騒音規制法」
「振動規制法」
「建築基準法」
「石綿障害予防規則」
「労働安全衛生法」
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
「既存建築物の吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針」
「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
「石綿飛散防止徹底マニュアル 2.20 版」
「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」環境省通達（環水大大発第 1705301 号）
「石綿含有仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」厚生労働省通達（基安化発 0531 第 1 号）
「石綿含有建築用仕上塗材の石綿則等の適用について」厚生労働省通達（基安化発 0129 第 1 号）
「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20 版】」
「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」
「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」
「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)」
「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
その他、上記以外であっても、関係する法令があれば遵守すること。

1.1. 秘密および中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1.2. 留意事項

- (1) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うものとする。
- (2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

13. 検査

- (1) 受託者は、業務遂行後、所定の手続きを経て本組合の検査を受けなければならない。
- (2) 本業務は、本組合の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

14. 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本組合と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。

15. その他

本組合が必要と認めたときは、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本組合と受託者協議の上、契約金額を増減するものとする。

16. 成果品

受託者は、業務完了に際し、以下の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成及び編集については、あらかじめ本組合と協議を行うものとする。

(1) 有害物質等調査・分析報告書	A4判	2部
(2) 解体撤去工事発注資料	A4判	3部
(3) 地歴調査報告書	A4判	2部
(4) 財産処分報告書	A4判	2部
(5) 打合せ記録簿	A4判	1部
(6) 上記成果品を記録した電子データ		1部

第2章 特記事項

第1節 有害物質調査業務

1. 現地調査、分析

対象施設のダイオキシン類、アスベスト、PCB等に関する濃度分析を行うものとする。

(1) 分析調査計画書の作成

ダイオキシン類、アスベスト、PCBのサンプリングのため、分析調査作業計画書の作成を行う。

(2) 旧し尿処理場のダイオキシン類等調査

分析箇所を選定にあたっては「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に準拠する。ダイオキシン類の分析箇所及び検体数は以下の表のとおりとする。

表1 ダイオキシン類の調査分析

番号	機器名称	対象物	検体数
1	焼却炉内	炉内堆積物	1 検体
2	焼却炉内	壁付着物	1 検体
3	サイクロン集塵機	堆積物	1 検体
4	煙突	煙突下部付着物	1 検体
5	煙道	付着物	1 検体
	敷地境界等適宜		2 検体
計			7 検体

(3) アスベストの調査及び分析

アスベストの分析箇所及び検体数は以下の表のとおりとする。

表2 アスベスト調査

調査対象箇所名	部位	検体数
汚泥乾燥焼却炉室	壁(四方)	4 検体
	天井	2 検体
地下ポンプ室	壁、天井	3 検体
脱衣所、浴室	天井	2 検体
電気室	壁	2 検体
	天井	1 検体
玄関ホール(石綿記載有)	天井	2 検体
外壁	壁	2 検体
施設配管	配管内	2 検体
その他(受注者との協議により決定)		5 検体
計		25 検体

- ・調査項目：定性及び定量分析
- ・測定方法：石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20版】平成30年3月厚生労働省

(4) PCB使用機器の把握（受変電設備、照明関係）

施設内で使用している機器のPCB使用の有無を調査分析する。（高圧油入遮断機、変圧器、コンデンサー等）

また、蛍光灯のコンデンサーは製造番号等から製造メーカーのデータとの照合を行い、有無の資料とする。

表3 PCB調査

○トランス

No	場所	メーカー	表示番号	容量
1	電灯変圧器盤	三菱電機	型式:SF 1986年製 No. 181227 電灯用トランス	5KVA
2	電気室中央	三菱電機	型式:RA-T 1986年製 No. FH2743001 動力用トランス	500KVA

○コンデンサ

No	場所	メーカー	表示番号	容量
1	高圧コンデンサー盤	三菱電機	型式:KL-6 1986年6月 No. AM76038	100KVA
2	高圧コンデンサー盤	三菱電機	型式:KL-6 1986年6月 No. AM75894	75KVA

○蛍光灯コンデンサー

調査対象箇所名	対象物	調査数量
事務室	蛍光灯コンデンサー等	2台

第2節 解体撤去工事発注資料の作成業務

有害物質調査の結果を踏まえ、対象施設の解体に関する工事発注図書の作成を行うものとする。なお、解体工事は発注仕様書に基づく発注を想定し、これに必要な資料の取りまとめを行うものとする。

1. 基本条件の確認

(1) 現地確認

分析結果を踏まえ、諸条件整理のための現地調査を実施する。

(2) 諸条件整理

現地調査等を踏まえ、ダイオキシン類の除洗対象となる範囲を設定し、汚染物の処理を行った場合の集じん濃度、排水等の規制値及び処理の目標値を設定する。また、周辺環境汚染の拡散状況を把握するための測定位置、測定内容及び排出目標の設定を行う。

また、外壁仕上げ塗材の除去等のアスベスト含有物の解体方法を検討する。
分析結果を踏まえ、見積仕様書作成のための現地調査を実施する。

2. 見積用資料の作成

見積用の資料として、見積仕様書、見積用図面、見積内訳書、見積用現場説明書を作成し、解体実績のある業者3社程度から必要な図書（解体工事計画書、見積書、工程表等）を徴収する。なお、3社程度の選定は本組合との協議とする。

(1) 見積仕様書の作成

対象施設の解体について、現地調査、諸条件の整理結果等に基づき、工事に必要な事項を見積仕様書としてまとめる。

(2) 見積用図面の作成

1) 見積仕様書に添付する図面として、以下の図面を作成する。

- ・案内図・現況図
- ・施設配置図
- ・建築物解体撤去範囲図
- ・ダイオキシン類管理区域図（参考）
- ・ダイオキシン類対策仮設図（参考）
- ・その他必要な図面

2) 既存図面のとりまとめ（PDF）

(3) 数量調書の作成

解体工事に係る見積内訳書を作成するため、既存の資料（図面、実績報告書等）を利用し、数量調書を作成する。

(4) 見積内訳書の作成

数量調書等より解体工事に係る参考見積用の見積内訳書の作成を行う。

3. 参考見積設計図書の徴収

参考見積設計図書等を徴収するにあたり、現場での説明会等を開催し、解体工事内容を説明する。

4. 参考見積設計図書の精査

各業者から徴収した解体工事計画書、見積書、工程表等を整理するとともに、必要事項の精査を行い、発注仕様書作成及び工事費算出の資料とする。

5. 発注用資料の作成

見積用仕様書等を精査し、発注用の仕様書等を作成するとともに、工事設計書を作成する。

1) 発注仕様書作成

- 2) 解体工事発注図面の作成
- 3) 工事設計書の作成
- 4) その他現場説明に必要な事項の整理

第3節 地歴調査

「土壤汚染対策法第4条第1項」の規定による届出に必要な調査対象地における土壤汚染の状況を把握するために「土壤汚染対策法施行規則」に準じて地歴調査を行う。

調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状況の概要、その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の特定期及び調査対象地の土壤汚染のおそれの区分の分類を行う。

1. 対象となる土地の場所

調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用状況、土壤又は地下水の汚染の状況等の土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。

「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における土壤汚染のおそれを把握するうえで参考となる情報に係る土地のことである。

2. 入手・把握すべき情報

情報の入手・把握において、確認すべき情報は次のとおりである。情報の詳細な内容は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」「土壤汚染状況調査における地歴調査について」を参照することとする。

- ① 調査対象地の範囲を確定するための情報
- ② 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報
- ③ 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報
 - ・ 土壤の特定有害物質による汚染状態に関する情報
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報
 - ・ 特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報
 - ・ その他の情報

3. 対象となる期間

可能な限り過去に遡り情報を収集する。なお、調査の目途としては1945年頃とする。

4. 情報の入手・把握の実施

資料収集、関係者からの聴取及び現場確認の方法により情報を収集する。

(1) 資料調査

資料調査において入手・把握する資料は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」等の資料調査において入手・把握する資料を参照することとする。

(2) 聴取調査

聴取調査において把握された情報について、記録簿等の形式で取りまとめる。

(3) 現地調査

関係者の案内のもと視察等により調査した現地の状況等について、撮影した写真に説明を書き加えた写真集等の形で取りまとめる。

5. 情報の入手・把握の実施

情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地において土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質の種類として特定する。

また、情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地を土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する。

- ① 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ② 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③ 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

なお、土壤汚染のおそれの区分の分類において、情報の入手・把握において収集した情報により確認することができる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を、現在の地表からの深さとしてとりまとめる。資料収集、関係者からの聴取及び現場確認の方法により情報を収集する。

6. 試料採取等を行う区画の選定

調査対象地の土壤汚染の状況を適切に把握するために、「土壤汚染対策法」の規定に基づく方法により、試料採取等を行う区画の選定を行うものとする。

7. 報告書の作成

入手した各種情報等は、地歴調査報告書としてとりまとめる。

8. 「土壤汚染対策法 第4条第1項」の規定による届出の支援

地歴調査により入手した各種情報の基に「土壤汚染対策法 第4条第1項」の規定による届出に必要な書類・資料の作成の支援を行う。また、関係官公庁との協議・調整等の対応に必要な支援を行う。

第4節 財産処分報告書の作成業務

国庫補助事業により取得した財産の処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条及び「同施行令」第14条の規定により「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」の6において、環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けず財産処分（取り壊し、他施設への転用）を行ってはならないとされている。また、その処分制限期間を定める件（S41.7.15 厚生省告示第350号）により定められている。

これを踏まえ、「環境省所管の補助金で取得した財産処分承認基準の整備について」（環企発第080515006号平成20年5月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）に従い、廃棄物処理施設財産処分報告書の作成を行うものとする。